

佐世保市景観計画

(ハウステンボス周辺地区 重点景観計画編)



令和8年2月 策定

佐世保市

<ハウステンボス周辺地区重点景観計画>

I. ハウステンボス周辺地区重点景観計画の区域	P. 2
II. 良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項	P. 3
1. ハウステンボス周辺地区の景観形成の方針	P. 3
2. 良好な景観形成のための届出制度と景観形成基準	P. 5
III. 景観資源の保全・活用	P. 12
1. 景観重要建造物の指定の方針	P. 12
2. 景観重要樹木の指定の方針	P. 12
IV. 屋外広告物の景観形成	P. 13
1. 屋外広告物の表示及び掲出	P. 13
V. 公共施設の景観形成	P. 14
1. 基本的事項	P. 14
VI. 農業振興地域の景観形成	P. 14
1. 基本的事項	P. 14

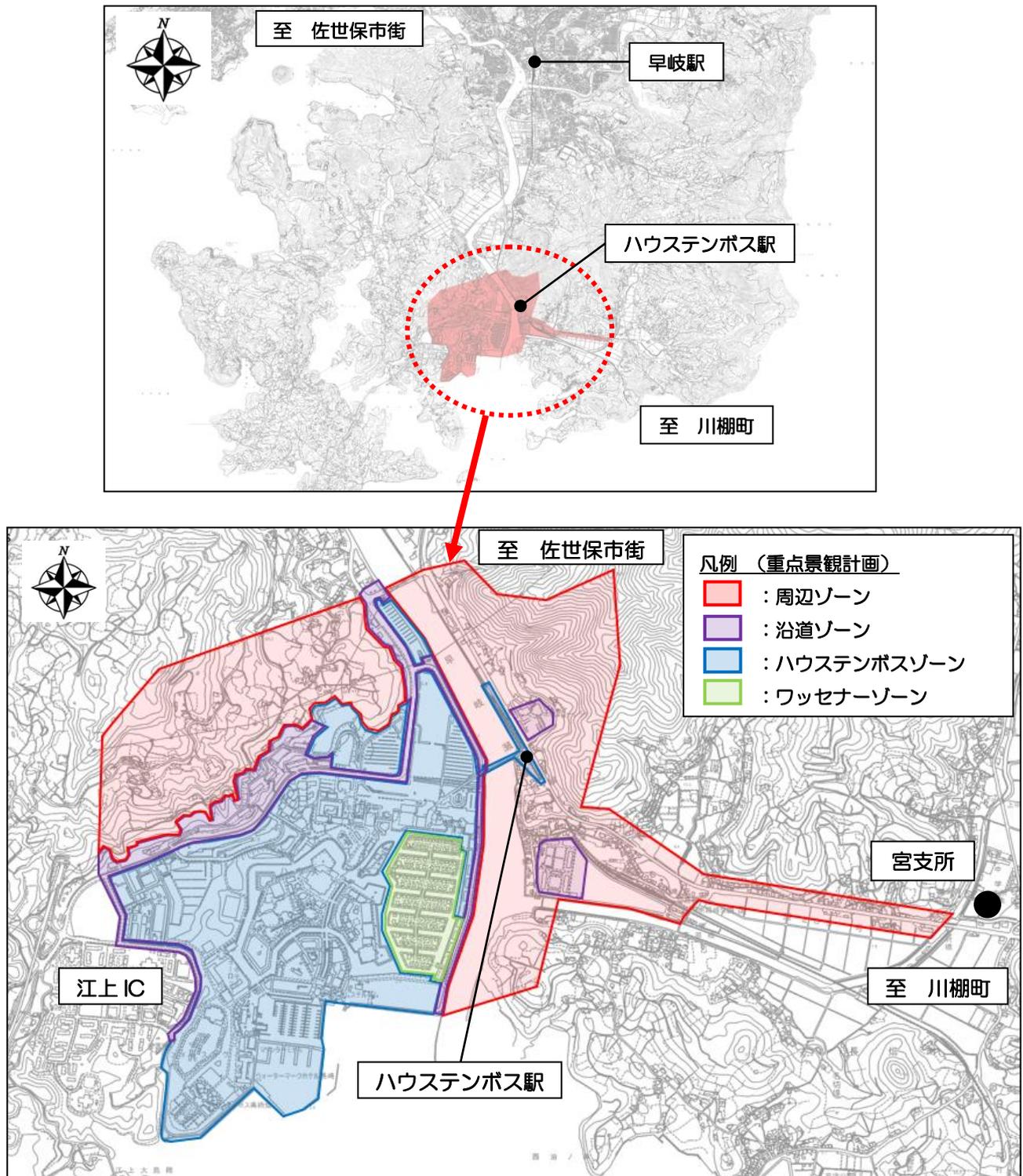
まえがき

ハウステンボスは、欧州のまちなみが特徴的で日本有数の広大な敷地面積を有するテーマパークであり、ハウステンボス周辺にもヨーロッパを感じさせるような建物が建ち並んでいます。また、早岐瀬戸を挟んだ対岸には、ハウステンボス駅などの洋風建築物と日本家屋が共存する形で建ち並んでいます。このようにそれぞれの特徴ある景観を保全するため、特性に応じた景観方針や基準を重点景観計画として決めました。

I. ハウステンボス周辺地区重点景観計画の区域（法第8条第2項第1号）

ハウステンボス周辺地区重点景観計画区域は、ハウステンボス及びワッセナーの敷地とその区域を取り囲む区域、及び国道205号の沿線の一部の範囲（A=約305ha）とします。また、当該区域外については、従来の佐世保市景観計画により規制・誘導を図ることとします。

■ハウステンボス周辺地区重点景観計画区域図



※屋外広告物は、すべてのゾーンが対象となります。

※ハウステンボス周辺地区重点景観計画区域以外の周辺地域については、佐世保市景観計画の『島・半島ゾーン』、『山なみゾーン』、『沿道まちなみゾーン』のいずれかになります。

II. 良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

1. ハウステンボス周辺地区の景観形成の方針

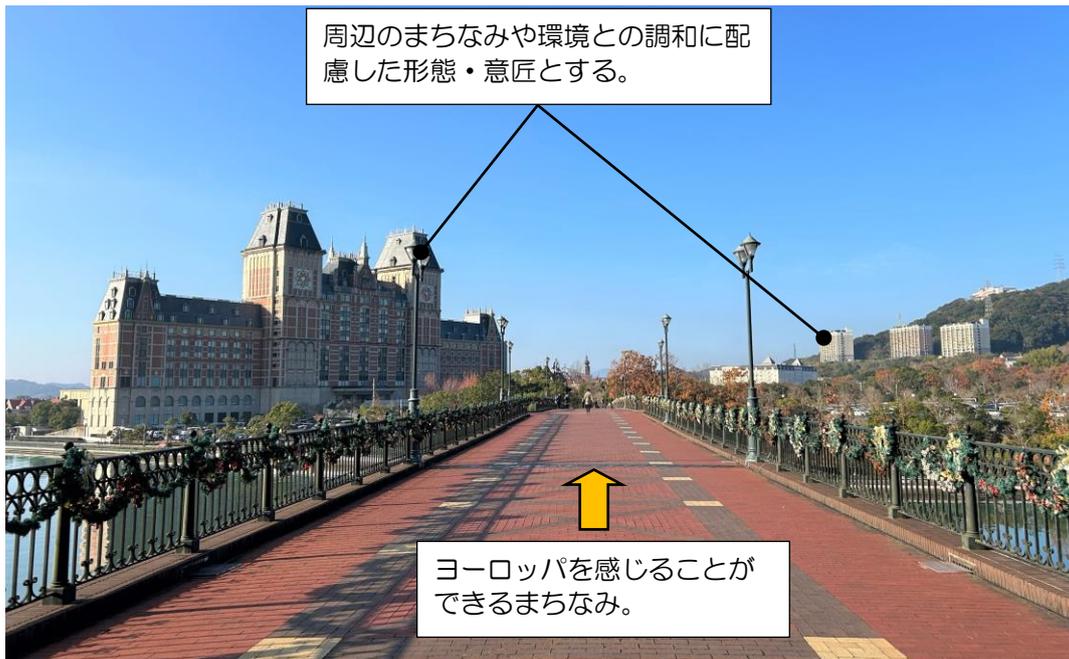
地域環境を活かした個性ある景観形成を進めるため、良好な景観の形成に関する方針を定めます。

景観形成の方針

○異国情緒あふれるハウステンボス等の特徴的な景観の形成と、その景観に配慮しつつ、山並みの緑や瀬戸の自然を背景とした沿道のまちなみ景観の形成

■地区内のイメージ

◆ハウステンボス駅からハウステンボスを望む



◆針尾橋付近からハウステンボス方面への眺め



◆地区内の洋風建築と共存する日本家屋集落



<景観形成を実現するための配慮事項>

共通事項		○現状変更による周辺景観への影響が最小限となるよう配慮する。
建築物・工作物	形態 意匠	○中高層建築物は、ヨーロッパ風のまちなみを感じられる形態・意匠とする。 ○低層建築物は、周辺のまちなみや景観に調和した形態・意匠とする。 ○周辺環境との調和が図れる高さ・規模となるよう配慮する。
	色彩	○建物に使用する色の数はできる限り少なくするよう努める。
	その他	○建築設備等は、できる限り周囲から見えないように配慮する。 ○観光拠点の夜間景観を引き立たせるため、間接照明を利用するなど、落ち着いた夜間景観に配慮する。 ○広告物は、地域に関係するものを基本とし、周辺のまちなみと調和のとれたデザイン・色彩とする。

2. 良好な景観形成のための届出制度と景観形成基準(法第8条第2項2号)

特徴的な景観の保全に影響のある建築物、工作物を対象として景観形成基準を定めて景観誘導を行います。

2-1 周辺ゾーン・沿道ゾーン

(1) 届出対象行為

①届出対象建築物(法第16条第1項第1号)

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)を行う場合は届出を行うものとします。

1) 延べ面積が10㎡を超える建築物

2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の延べ面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替、色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で10㎡以下となるもの

②届出対象工作物(法第16条第1項第2号)

以下に該当する工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)を行う場合は届出を行うものとします。

1) 工作物

1. ①～⑭の工作物については、高さが4mを超えるもの。

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、携帯電話のアンテナその他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 擁壁
- ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ 鋳物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの
- ⑩ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫ 飼料、肥料、セメント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- ⑭ 風車

2. ⑮～⑲の工作物については、次に示すもの。

- ⑮ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するすべてのもの
- ⑯ 長さが2mを超える橋りょうその他これに類するもの(⑮に該当するものを除く)
- ⑰ 高さが4mを超えるゴルフ練習場その他これに類するもの(建築物に該当するものを除く)
- ⑱ 太陽光発電施設その他これに類するすべてのもの(屋上に設置するものを除く)
- ⑲ 前各号に定めるもののほか、市長が指定し告示したもの

2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が 10 m ² 以下となるもの
修繕、模様替、 色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で 10 m ² 以下となるもの

③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（法第16条第1項第3号）

1) 区域面積 100 m²を超える開発行為

④良好な景観の形成に支障のある行為（法第16条第1項第4号）

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が 100 m²を超えるもの又は高さが 1.5 m を超えるのり面を生じるもの、幅員が 2 m を超える河川及び水路等若しくは道路及び農道等の新設、改修等。
- (2) 木竹の植栽又は伐採で、その面積が 100 m²を超えるもの。ただし、農業等を営むために行う行為は除く。
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その堆積期間が 6 月を超え、かつ、その面積が 100 m²を超えるもの。
- (4) 水面の埋立て又は干拓で、その面積が 100 m²を超えるもの。
- (5) 特定照明で期間が 60 日を超えて継続するもの。（営利を目的としない家庭用のものは除く）

2-2 ハウステンボスゾーン・ワッセナーゾーン

(1) 届出対象行為

①届出対象建築物（法第16条第1項第1号）

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

1) 高さが 15m を超える建築物

2) 延べ面積が 1,000 m² を超える建築物

3) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の延べ面積の合計が 10 m ² 以下となるもの
修繕、模様替、 色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で 10 m ² 以下又は 5 分の 1 以下となるもの

②届出対象工作物（法第16条第1項第2号）

以下に該当する工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

1) 工作物

1. ①～⑭の工作物（④を除く）については、高さが15mを超えるもの。

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、携帯電話のアンテナその他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 擁壁（高さが10mを超えるもの）
- ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- ⑩ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫ 飼料、肥料、セメント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- ⑭ 風車

2. ⑮～⑱の工作物については、次に示すもの。

- ⑮ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するすべてのもの
- ⑯ 長さが30mを超える橋りょうその他これに類するもの（⑮に該当するものを除く）
- ⑰ 高さが15mを超えるゴルフ練習場その他これに類するもの（建築物に該当するものを除く）
- ⑱ 前各号に定めるもののほか、市長が指定し告示したもの

2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替、色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で10㎡以下又は5分の1以下となるもの

③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（法第16条第1項第3号）

1) 区域面積3000㎡を超える開発行為

④良好な景観の形成に支障のある行為（法第16条第1項第4号）

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超えるのり面を生じるもの。
- (2) 木竹の植栽又は伐採で、その面積が3,000㎡を超えるもの。
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が6月を超え、かつ、その面積が500㎡又は高さが5mを超えるもの。
- (4) 水面の埋立て又は干拓で、その面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超えるのり面を生じるもの。

(2) 建築物・工作物の景観形成基準

項目	周辺ゾーン	沿道ゾーン	ハウステンボスゾーン及びワッセナーゾーン
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物（高さ 10m を超えるもの）は、ヨーロッパ風のまちなみを感じられる形態・意匠となるよう配慮する。 低層建築物（高さ 10m 以下のもの）は、周辺のまちなみや景観に調和した形態・意匠となるよう配慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。 海への眺望や背景となる山なみの稜線への眺望に配慮する。 周辺環境との調和が図れる高さ・規模となるよう配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物は、ハウステンボスとの調和を図るために、レンガなどがイメージできる色彩（推奨色：色相 R～5YR で、彩度 4～6 かつ明度 4～6）を使用するように努める。 中高層建築物の色は、マンセル値により、色相 R～5YR までは彩度 6 以下（彩度 3 を超え 6 以下、かつ、明度 6 を超えるものを除く）、色相 5YR を超え 5Y までは、彩度 3 以下、その他の色彩の場合は彩度 1 以下とする。 低層建築物の色は、マンセル値により、色相 R～5YR までは彩度 6 以下（彩度 4 を超え 6 以下、かつ、明度 6 を超えるものを除く）、色相 5YR を超え 5Y までは、彩度 4 以下、その他の色彩の場合は彩度 2 以下とする。 使用する色数はできる限り少なくするよう努める。 低層建築物は、ハウステンボスとの調和を図るために、レンガなどがイメージできる色彩（推奨色：色相 R～5YR で、彩度 4～6 かつ明度 4～6）を使用するように努める。 工作物の色彩は、マンセル値により、色相 R～5Y の場合、彩度 3 以下、その他の色彩の場合、彩度 1 以下とする。ただし、道路及び鉄道区域内等の工作物で周辺のまちなみや環境との調和に配慮したものはこの限りでない。 太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様が目立たないものに努める。 ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 （1）アクセント色として着色される部分（外壁の各方向の見附面積の 10% 以内とする）の色彩。 （2）表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩。 （3）質の高いデザインでランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの等で、市長が景観審議会又は景観アドバイザー（県・市）の意見を聴いて認める場合。 		<ul style="list-style-type: none"> 建築物や工作物の色彩は、マンセル値により、色相 R～5Y の場合、彩度 3 以下、その他の色彩の場合、彩度 1 以下とする。ただし、道路及び鉄道区域内等の工作物で周辺のまちなみや環境との調和に配慮したものはこの限りでない。 ハウステンボスゾーン及びワッセナーゾーンについては、上記範囲に加え、それぞれの敷地内の基準に即した色彩も使用可とする。
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間及び観光拠点から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。 配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。 		
外構	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。 建築物と一体となった擁壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。 前面道路に面する部分の舗装は、前面道路の仕上げに合わせるなど、周辺との調和に努める。 敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、生垣や透過性のあるフェンスと植栽を組み合わせるなど、開放的でゆとりある空間の創出に努める。 公共の場から見える場所への物品の集積は避ける。集積する場合は、植栽で覆うなど修景に努める。 		
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫やごみ置場等の付属施設は、できる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、建築物と同様の素材や意匠による修景を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。 		
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、緑化を行う若しくは意匠に配慮するなど、周辺環境との調和に配慮する。 		
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 観光拠点の夜間景観を引き立たせるため、ネオンやサーチライト等、過度な照明は避け、間接照明を利用するなど、落ち着いた夜間景観に配慮する。 		—

(3) 開発行為等の景観形成基準

行 為		周辺ゾーン	沿道ゾーン	ハウステンボスゾーン及びワッセナーゾーン
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 掘削若しくは盛土の規模はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。 のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。 擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、石積み等や緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。 		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> 掘削若しくは盛土の規模はできる限り少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。 のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。 擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、石積み等や緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。 公共空間からの眺望や周辺景観に配慮した措置を講じる。 跡地の整正を行うとともに、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。 道路舗装は、できる限り既存の材質、色彩に合わせた新設、改修等を行うものとする。 		
木竹の植栽又は伐採		<ul style="list-style-type: none"> 木竹の伐採の規模はできるだけ少なくするとともに、周辺景観への影響に配慮すること。 植樹する場合は周辺の樹種と合わせるなど、周辺環境と調和したものとする。 伐採を行った場合は緑化措置（従前の植生区分に従った植栽）を講じるなど、その周辺景観が良好に維持できるよう措置を講じる。 		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> 集積、堆積は直接見えないようにするなど、公共空間からの眺望に配慮した位置や高さとする。 物件は整然と集積、堆積するよう努め、必要に応じてその周囲に植栽を行うなど、修景に努める。 		
水面の埋立て、干拓		<ul style="list-style-type: none"> 護岸等の整備にあたっては、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。 		
特定照明	ライトアップ イルミネーション	<ul style="list-style-type: none"> 点滅するもの、過度に発光するものや動きのある照明(回転灯、サーチライト、レーザーなど)等の機器は、使用しない。 周辺の住環境や交通環境等に対して光害とならないように配慮する。 過度でない明るさとする。 		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の住環境や交通環境等に対して光害とならないように配慮する。 光の向き・漏れを考慮し、周辺へ影響がないように配慮する。
	ライトアップ	<ul style="list-style-type: none"> 間接照明を利用するなど、落ち着いた夜間景観に配慮する。 光の向き・漏れを考慮する。 特定の対象物を照射し、空間への照射はしない。 		

□色彩基準①（建築物・工作物）

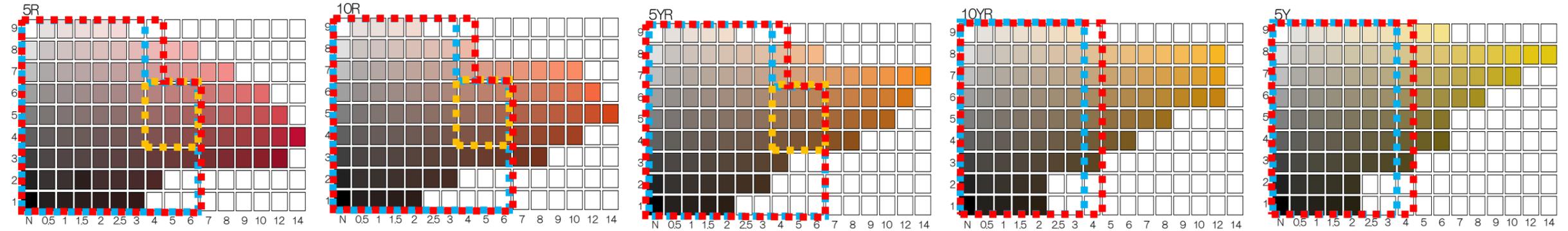
色彩景観計画は、建築物の建築、工作物の建設、又は、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。

下図は、その参考図として示すもので、各色相の青及び赤点線の枠内が使用できる色彩の範囲です。

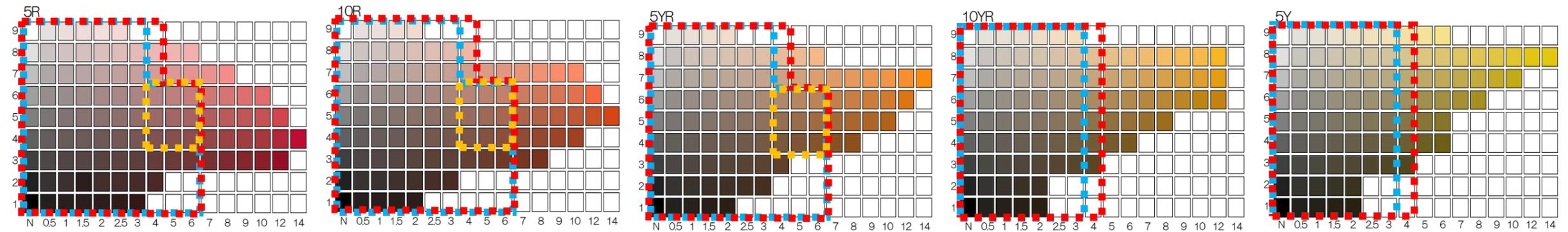
なお、下図は印刷によるもので正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

1. R～5Yの場合

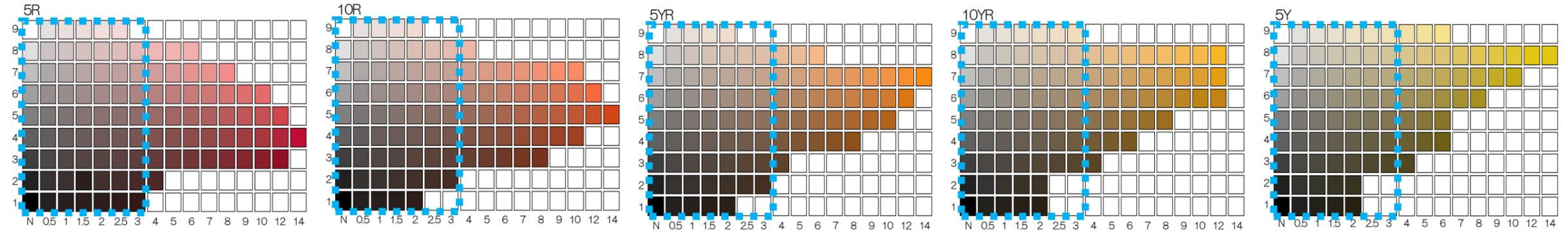
①. 周辺ゾーン



②. 沿道ゾーン



③. ハウステンボスゾーン及びワッセナーゾーン



※ハウステンボスゾーン及びワッセナーゾーンについては、上記範囲に加え、それぞれの敷地内の基準に即した色彩も使用可とする。

■ ■ ■ ■ ■	中高層建築物（高さ10mを超えるもの）で使用できる色彩の範囲
■ ■ ■ ■ ■	低層建築物（高さ10m以下のもの）で使用できる色彩の範囲
■ ■ ■ ■ ■	建築物の推奨色（周辺ゾーンの低層建築物を除く）

Ⅲ. 景観資源の保全・活用

1. 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号）

（1）指定方針

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を、景観形成上重要な建造物として指定します。ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則として指定対象外とします。

【指定基準】

- ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ・歴史的、生活文化的、または建築的な価値が高いと認められること
- ・地域に親しまれ、愛されていること
- ・観光への活用が見込めること

（2）保全・活用の考え方

景観重要建造物の指定を受けた建造物の保全とともに、その周囲の景観形成にも積極的に取り組みます。

- ・景観重要建造物の指定を受けた建物等の保全とともに、その周囲の景観の形成にも積極的に取り組みます。
- ・建造物の管理を適正に行い、地域のランドマークとしての価値を高めます。

2. 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

（1）指定方針

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定します。ただし、市指定の保存樹や、保存樹林、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則として指定対象外とします。

【指定基準】

- ・樹形や樹高など美観が優れていること
- ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ・歴史的、生活文化的な価値が高いと認められること
- ・地域に親しまれ、愛されていること
- ・観光への活用が見込めること

（2）保全・活用の考え方

景観重要樹木の指定を受けた樹木の保全とともに、その周囲の景観形成にも積極的に取り組みます。

- ・景観重要樹木の指定を受けた樹木等の保全とともに、その周囲の景観の形成にも積極的に取り組みます。
- ・樹木の管理を適正に行い、地域のランドマークとしての価値を高めます。

IV. 屋外広告物の景観形成（法第8条第2項第4号イ関連）

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

佐世保市では佐世保市屋外広告物条例により屋外広告物の規制を行っています。

ハウステンボス周辺地区重点景観計画区域内においては、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関し、位置、形態、意匠、色彩等について、周辺の景観と調和が保たれるように以下の景観形成基準を現在の「佐世保市屋外広告物条例」に付加して定めます。

（1）屋外広告物の景観形成基準

項目	周辺ゾーン	沿道ゾーン	ハウステンボスゾーン及びワッセナーゾーン
一般広告物 自家広告物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の基調色（板面の1/2以上）は、景観形成基準値内を基本とする。（写真を除く） 景観形成基準値は、低層建築物の基準とする。 屋外広告物及び掲出物件は、周囲の景観を損なわないように、適切な維持管理を行う。 設置できる看板は地域に関係するもののみを基本とする。 照明を設置する場合は、点滅する光源等で過度に発光するものは使用せず、夜間景観に配慮する。 観光拠点からの眺望に配慮し、高層部に設置する場合は、切り文字や箱文字などとし、眺望の阻害にならないよう配慮する。 		
地上広告物 （自家広告物を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 相互間距離をおおむね50m以上確保するものとする。ただし、周辺（おおむね50m以内の距離）の看板と合わせて20㎡未満の看板については、高さ、色彩等に配慮することにより掲出可能とする。 道標は以下の基準を満たすものに限り、相互間距離について適用除外とする。（「道標」とは、事業所の所在地を案内するために必要不可欠な看板で、事業所名・ロゴ等と事業所の場所を示すもの（矢印、距離等）が表示されているものをいう。） 面積：10㎡以下 高さ：10m以下 光源：点滅する光源等は使用しない 		

※公衆に表示されるものに限る

<景観形成を実現するための配慮事項のイメージ>

<ul style="list-style-type: none"> 基調色（板面の1/2以上）は、景観形成基準値内を基本とする。 	落ち着いた色を使用 	大きさを統一
<ul style="list-style-type: none"> 高層部に設置する場合は、切り文字や箱文字などとする。 	切り文字を使用 	箱文字の大きさを統一

V. 公共施設の景観形成（法第8条第2項第4号ロ・ハ関連）

1. 基本的事項

道路や漁港などの公共施設は、地域の良好な景観の形成にあたって重要な要素となります。

特に本地区においては、公共施設の新設、改良工事は景観への影響が大きいと考えられるため、地域の特性に十分配慮した整備が必要です。

本地区内の公共施設は、「佐世保市景観計画公共事業ガイドライン」や以下の方針を踏まえた整備を行い、良好な景観形成を推進していくものとします。

○公共施設の景観形成方針

① 道路

- ・景観への影響が大きいため、景観への配慮を最大限行うこととする。
- ・ガードレールなどの付属施設はコントラストの強い色調を避け、景観の保全に努める。

② 漁港・海岸・河川

- ・漁港整備においては、周辺の景観と調和するように整備を行うこととする。
- ・自然石積護岸、自然河床の保全に努める。
- ・自然護岸や自然石積護岸を活かした整備に努める。

VI. 農業振興地域の景観形成（法第8条第2項第4号ニ関連）

1. 基本的事項

佐世保市の景観を特徴づけるものの一つに、農家集落が織りなす田園景観をはじめ、山間部の棚田、特産の茶畑など、自然と暮らしが一体となっており、特に本地域はみかん畑など果樹園が広がった特徴ある農業景観があげられます。

人々の営みの中で生まれ育まれてきた農業景観には特有の美しさがあり、人々の心の原風景として大切な景観です。

今後、このような美しい地域の農業景観を保全・創出するために、農業景観の特性や基本的な方針を検討し、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

佐世保市景観計画（ハウステンボス周辺地区重点景観計画編）

発行：佐世保市役所 都市整備部 まち整備課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10

TEL 0956-24-1111（代表）

URL <https://www.city.sasebo.lg.jp>